

# 北本市議会令和6年6月定例会の概要

令和6年6月定例会に市長から提案された議案

- 条例3件
- 事件議決3件（人事2件、契約1件）
- 補正予算3件

いずれも、原案どおり可決しました。

# 学童保育室設置及び管理条例の一部改正

令和7年4月1日に中丸第二学童保育室を設置する。

当初、2階建てだったものが、平屋建てに。

➡ 2支援単位(40人×2)を一つの部屋で見なければいけない。

駐車場は、16台分から9台分に縮小。

➡ 商工会、リサイクル協同組合と共用で、かなり手狭になる。  
県道の通行の支障や近隣住民の迷惑にならないように配慮を

Google マップを検索する



あ



県道312号

北本市, 埼玉県



Google ストリートビュー

2022年3月

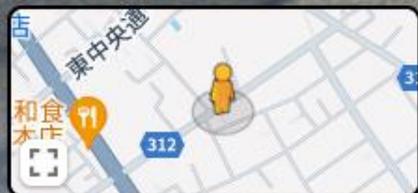
他の日付を見る



リサイクル  
協同組合

中丸学童

商工会



Google



# 公民館設置及び管理条例等の一部改正

- 令和7年4月利用分から利用料金を改定する。指定管理者の更新のタイミングに合わせて改定するもの（これまではコロナ禍にあったため見送り）。
- 令和元年に北本市が定めた「北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に則って算出。
- 約169万円（11.8%）の増収を見込む。
- 中央公民館（文化センター）は指定管理者が異なるため、今回は対象外。

# 公民館設置及び管理条例等の一部改正

基準使用料 = 原価 × 性質別負担割合 ※公民館は50%

原価 =  $1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの維持管理費用} \times \text{使用面積} \times \text{使用時間}$

$1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの維持管理費用}$

= 施設全体の年間維持管理費用 ÷ 施設全体の面積 ÷ 年間使用可能時間

※維持管理費には、人件費、光熱水費、保守管理費用などを含む

改正前		午前	午後	夜間	1日
東部公民館	視聴覚室以外の施設	1,000	1,000	1,000	3,000
東部公民館	視聴覚室	2,000	2,000	2,000	6,000

改正後		午前	午後	夜間	1日
南部 公民館	研修室(和室)	650	850	850	2,350
	会議室	300	400	400	1,100
	講義室	400	550	550	1,500
	集会所	650	900	900	2,450
東部 公民館	研修室(和室)	700	950	950	2,600
	講義室	500	700	700	1,900
	視聴覚室	700	950	950	2,600
	集会所	850	1,150	1,150	3,150
西部 公民館	研修室(和室)	700	950	950	2,600
	会議室	400	550	550	1,500
	第1講義室	1,150	1,500	1,500	4,150
	第2講義室	1,150	1,500	1,500	4,150
	ミーティング室兼軽スポーツ室	1,100	1,500	1,500	4,100
	集会所	1,000	1,350	1,350	3,700
北部 公民館	研修室(和室)	450	650	650	1,750
	講義室	850	1,150	1,150	3,150
	集会所	900	1,200	1,200	3,300
中丸 公民館	研修室(和室)	650	850	850	2,350
	講義室	950	1,250	1,250	3,450
	創作室	600	800	800	2,200
	調理室	700	950	950	2,600
	集会所	900	1,200	1,200	3,300
学習 センター	集会室	1,050	1,400	1,400	3,850
	学習室	850	1,150	1,150	3,150
	和室	700	900	900	2,500

改正前						
施設名・貸出単位		午前	午後	夜間	1日	
南部 西部 北部 体育室	団体 利用	バレーボール(1面)	1,000	1,300	2,000	4,300
		バドミントン(1面)	500	700	1,000	2,200
		卓球(1面)	100	200	300	600
		全面	1,000	1,300	2,000	4,300
	個人利用	100	100	100	300	
東部公民館 軽スポーツ室	団体	1,000	1,000	1,000	3,000	
	個人	100	100	100	300	
	卓球(1面)	100	200	300	600	
中丸公民館 ホール	団体 利用	バドミントン(1面)	500	700	1,000	2,200
		卓球(1面)	100	200	300	600
		全面	3,000	4,000	4,000	10,000
	個人利用	100	100	100	300	
学習センター アリーナ	団体 利用	バドミントン(1面)	500	700	1,000	2,200
		卓球(1面)	100	200	300	600
		全面	1,000	1,300	2,000	4,300
	個人利用	100	100	100	300	

改正後						
施設名・貸出単位		午前	午後	夜間	1日	
南部公民館 体育室	全面	1,750	2,350	2,350	6,450	
	2分の1面	900	1,200	1,200	3,300	
	8分の1面	250	300	300	850	
東部公民館 軽スポーツ室	全面	700	900	900	2,500	
	2分の1面	350	450	450	1,250	
西部公民館 体育室	全面	1,750	2,350	2,350	6,450	
	3分の1面	600	800	800	2,200	
	9分の1面	200	300	300	800	
北部公民館 体育室	全面	1,750	2,350	2,350	6,450	
	2分の1面	900	1,200	1,200	3,300	
	8分の1面	250	300	300	850	
中丸公民館 ホール	全面	1,750	2,350	2,350	6,450	
	4分の1面	450	600	600	1,650	
学習センター アリーナ	全面	1,750	2,350	2,350	6,450	
	2分の1	900	1,200	1,200	3,300	
	8分の1	250	300	300	850	

# 公民館設置及び管理条例等の一部改正

- 利用者や指定管理者の意見を聴いていない（地区公民館の館長・副館長からは不安・不満の声）。
- 料金設定が細かすぎる。5円単位の端数が生じる。
- 1.5倍を超える値上げとなる区分がある（午前～夜間まで通しで使った場合は1.5倍以内）。
- 利用料金制なのに、指定管理者の裁量の余地がほとんどない。

桜井、工藤、小久保の3人は反対。16人が賛成し、可決。

# 一般会計補正予算(第2号)

主な内容	補正額
個人市民税の定額減税(財源の更正)	2億8,614万5千円
定額減税補足給付金【調整給付】給付事業	5億4,483万6千円
民間保育所建設補助金交付事業	1億4,278万2千円
新型コロナワクチン接種事業(定期接種)	1億4,377万4千円
新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金	4,559万1千円
郷土資料室移転整備改修工事費の増額	619万5千円

※ 工藤議員は退席、他の議員は賛成

# 一般会計補正予算(第2号)

## 民間保育所建設補助金交付事業

若山学園(深井地区)  
株式会社湯浅(北本団地)

いずれも小規模保育施設(A型)  
0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人 計19人

※1,2歳児で合計32人増

令和7年4月に開所予定

## 待機児童数の推移

年度	人数
R2	29人
R3	5人
R4	23人
R5	33人
R6	32人

# 一般会計補正予算(第3号)追加議案

## 小中学校体育館空調設備設置事業

- 令和6年度当初予算で、基本設計・実施設計の予算を計上。
- 入札を行ったが応札なし。今後も応札が見込めず。
- 令和7年度中に工事を行わないと、緊急防災・減債事業債(交付税算入率70%)を充当することができない(市の負担増となる)。
- コンストラクションマネージメント(CM)業務として委託し、工事はデザイン・ビルド方式(DB方式・設計施工一括発注)とする。
- CM業務を挟むことで、DB工事の発注を円滑にする。

基本・実施設計費△1,984万円 CM業務委託+2,970万円

# 請願のその後① 学童保育室の指定管理者の選定

公設学童保育室の指定管理者の選定に当たっては、引き続き特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブを随意指定すること

➡ 公募により選定することを決定（市長決裁 R6.5.9）

（理由）

- 学童保育室を運営できる事業者は多数存在
- 指定管理者選定の公平性
- 指定管理者制度の目的に鑑み  
市のガイドラインに基づき公募とする。

議会での議論は一切考慮されず

# 請願のその後② スクラップヤードの騒音振動

## 請願事項

- (1) 地域住民から埼玉県生活環境保全条例第4条第1項に基づく調査が請求された場合には、同条第2項に基づき速やかに調査を行い、その結果等を請求者に通知すること。

4月16日に調査請求書提出 → 6月17日に回答

請求者は、「中丸〇丁目自治会 会長 〇〇 〇〇」

回答の宛名は、「〇〇 〇〇 様」

## 請願のその後② スクラップヤードの騒音振動

今回ご提出いただいた調査請求書に基づく調査は実施いたしません。

- (1) 調査請求書に添付の別紙1●●●●騒音振動問題関係略図によると、請求者である〇〇様は、公害に係る被害を受けている者又は受けるおそれのある者に該当しない。
- (2) 当該地においては、すでに市による調査が実施されていることや、公害の状況及びその原因が既に実施した調査で明らかであり、公害の原因の改善に向けた取組が実施されている。

➡ 請求者を替えて、再度請求するかどうか検討

# デーノタメ遺跡の国史跡化、久保区画整理事業

「縄文時代中期後葉から後期前葉に営まれた関東最大級の環状集落跡」

## 4 デーノタメ遺跡【<sup>いせき</sup>埼玉県<sup>きたもとし</sup>北本市】

縄文時代中期後葉から後期前葉に営まれた大規模な環状集落跡。台地の下には水場遺構<sup>みずばいこう</sup>を伴い、当時の植物資源の利用実態と生活の変遷を示している。東日本における縄文時代中期から後期に至る社会の変革と集落の様相を知る上で重要。



6月24日に文化審議会文化財分科会で議決、文科大臣に答申

提供：北本市

# 久保特定土地区画整理事業

## 見直し案と効果

**!** 現時点での案であり、詳細な計画は今後策定します。

### 区画整理事業区域

デーノタメ遺跡エリアを含む一帯を区画整理事業区域から除外し、区画整理の施行面積を縮小 (44ha → 34.2ha)

**効果**

- ・市負担事業費 **3.5億円の減**
- ・事業期間 **6年の短縮**

### タメ遺跡エリア

(約9.8ha) を、



による国庫補助金の活用

ることにより、  
進などに貢献

環境・防災面で良好な都

法により幅員・延長が決定

事業では、西仲通線がデー

なれているが、これを西へ

の安全に配慮しつつ整備。

業促進

率の減に貢献



減歩率とは、土地区画整理事業を行うために地権者の皆さんから提供していただいた土地の割合です

令和6年度  
遺跡の国史跡指定  
西仲通線の計画変更

令和7年度  
久保区画整理事業の  
計画変更

現在は、  
黄線部分を優先的に  
施行している。

決をめざします！

ました。これにより、区

短縮し、遺跡を国の宝と

	市負担事業費	事業期間	平均減歩率	評価
現計画	77.2億円 (116.7億円) ※	~令和33年度	26.25%	見直し案の方が、 新たな国庫補助金

# デーノタメ遺跡の国史跡化、久保区画整理事業

## 1 令和6年度の事業組みなおし

国庫補助金の内示を受け、令和6年度に確実に実施したい事業を選定し事業費を精査。

当初予算(千円)

事業費	国庫補助金	市債	一般財源
845,737	268,050	492,300	85,387



事業選定資金計画(千円)

事業費	国庫補助金	市債	一般財源
561,536	121,238	355,000	85,298

↑ 予算額の45.2%のみ

## 2 南部地域整備基金の活用

市債の平準化を踏まえ南部地域整備基金を活用見込み。

南部基金を活用した資金計画(千円)

事業費	国庫補助金	市債	南部基金	一般財源
561,536	121,238	200,000	155,000	85,298

事業費の推移 (単位 千円)

年度	当初予算	補正後	決算
H30	245,306	155,726	138,095
R01	477,224	157,565	137,287
R02	219,864	97,899	81,274
R03	313,390	211,274	170,912
R04	342,450	218,473	218,178
R05	475,099	364,635	
R06	845,737	561,536	

# 北本市議会令和6年4月臨時会の概要

令和6年6月定例会に市長から提案された議案

- 専決処分の承認 3件
- 人事 1件
- 工事契約 1件

いずれも、承認、同意、原案どおり可決されました。

# 栄市民活動交流センター整備改修工事

令和5年度当初予算に計上  
令和5年度中に工事を実施する予定だったが、  
4回の入札全てが不調に終わり、契約に至らず。

令和5年12月定例会で予算を増額、  
2月の入札では2社が失格（最低制限価格未滿）  
3月27日の入札でようやく落札者が決定した。

令和7年3月に工事完了予定。